

●厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について
(令和6年1月1日～令和6年12月31日実績)

区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	10
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	1
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	15
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術等	0
カ	肝切除術等	8
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術	手術の件数
胸腔鏡又は、腹腔鏡を用いる手術	233

その他の区分に分類される手術	手術の件数
人口関節置換術	34
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	20

冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	9